

発行所/公益社団法人 塩釜法人会  
〒985-0016 塩釜市港町一丁目4番1号  
TEL 022(365)8859  
FAX 022(365)5577

発行/齋藤孝一  
編集/広報委員会  
印刷/利商印刷株式会社 TEL 022(356)2101



ホームページ <http://www.marine-blue.or.jp>

E-mail : [shiogama@marine-blue.or.jp](mailto:shiogama@marine-blue.or.jp)



〔二市三町フォトライン〕 みなとのまち 100km 徒歩の旅

## 自然保護シリーズ(花)

### ウメバチソウ(梅鉢草)

ニシキギ科ウメバチソウ属

(学名: *Parnassia palustris*)

北半球の温帯～亜寒帯原産の多年草。日本では北海道～九州の日当たりのよい湿地や山地の水が染み出すような傾斜地に見られる。名の由来は家紋の「梅鉢」に似ていることから。花期は8～10月で、花径2～3cm程の白色の花を茎の先端に上向きに1輪咲かせる。花卉と雄しべは5個で、雌しべのつけ根にモジャモジャした花粉を出さない仮雄しべも5個ある。



## 主な内容

税だより	2・3
新春講演会・会員交流会・活動フォトレポート	4
リレートーク「明日へ」vol.53	5
生前贈与「大きく変わった税制を知る」	6・7
これからのスケジュール・定時総会のお知らせ・活動フォトレポート・会員募集・パズル・あとがき	8



### <塩釜税務署よりお知らせ>

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

## 定額減税の概要

### 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(以下「定額減税」といいます。)の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

注)「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

### 定額減税額

定額減税の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人(居住者に限ります。) 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき30,000円

### ■ 定額減税について詳しくお知りになりたい方

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)  
「定額減税 特設サイト」をご覧ください。

### ■ 定額減税についてのお問い合わせ先

定額減税コールセンター 0570-02-4562  
9:00~17:00(土日祝除く)

定額減税  
特設サイト



## ～令和5年分 所得税・消費税等（個人事業者）振替納付日等～


○ 令和5年分の確定申告の振替納付日は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税	確定申告	令和6年4月23日(火)
	確定申告延納	令和6年5月31日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	確定申告	令和6年4月30日(火)

税務署から納付についてのお知らせはしていません。**確実に振替納付できるように、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。**振替口座の残高不足等で振替できなかった場合は、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかる場合があります。

## ～キャッシュレス納付のご案内～


国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

**ダイレクト納付**  **こんな方におススメ!**  
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法** ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

**事前手続** ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。







① e-Taxの利用開始  
手続(初回のみ)

② ダイレクト納付口座  
の届出(初回のみ)

③ e-Taxで  
申告・納税

④ 口座引落し  
で納付


詳しくは、こちら⇒ 

**インターネットバンキング等**   

**納付方法** ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

**事前手続** ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



**クレジットカード納付**  

**納付方法** ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

# 新春講演会 会員交流会

一月二十五日 ホテルグランドパレス塩釜で「林家たい平」師匠を迎えて、新春講演会を開催いたしました。会場には、たくさんのお客様にお越し頂き、ありがとうございました。

林家たい平師匠の講演は、高座ではなく講演会であったため、どういったお話をされるのか気になりましたが、そんなことは全くの杞憂で、落語の道へ進んだ原点が石巻にあること、学生だった頃に笑顔で喜んでくれた施設の方々のエピソード、節目節目での出来事など、自分の思いを交えながら、面白可笑しく、時には泣けるお話を九〇分間休むことなく、時間いっぱいおはなしをして頂きました。長い時間お話しをされ、さぞお疲れになったことと思いますが、会場の方々は今年も大いに楽しい時間を過ごせたのではないかと思います。

講演の最後には、法人会の活動についてもお話しして頂きました。新春講演会に引き続き、会員交流会を開催しました。令和六年は、多賀城創建一三〇〇年という節目ということもあり、万葉衣装を纏った会員の皆様に会場を盛り上げて頂きました。参加いただいたご来賓、会員のみなさまもなごやかに交流いただけたのではないかと思います。

## 新春講演会



高藤会長挨拶 (新春講演会)



林家たい平師匠 (新春講演会)



## 会員交流会



県連 菅原会長挨拶



菅原県連会長・高藤会長・佐藤名誉会長  
万葉衣装の会員の皆様 (会員交流会)

〔8Pパズル・四字熟語 (答え) 電光石火〕



2月9日(金) 女性部会  
一般公開セミナー「ハーバリウム教室」



2月14日(水) 青年部会  
「2月サウナ例会」

## 活動フォト レポート

### 能登半島地震募金活動

年頭に発生しました能登半島地震への募金を、新春講演会及び会員交流会で募り、皆様からの暖かいご支援もあり、¥41,537が集まりました。引き続き、募金活動を継続し、最終的には一般社団法人石川県法人会連合会に寄付をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。



## リレートーク 明日へ

### 地域の一員としてできること

～「みなとのまち100km徒歩の旅」の  
事業継承を通して～

塩釜市 須田 安香璃



みなとのまち  
100km徒歩の旅  
は、2005年に公益  
社団法人塩釜青  
青年会議所の  
方々により第1

回目が開催されてから今年で20年目を迎える事業です。2015年には塩釜青年会議所からNPO法人みやぎみなとまちづくり市民会議に主催を移管しました。途中、東日本大震災やコロナ禍により、通常通りの事業開催ができない年もありましたが、地域の方々のご理解・ご協力のもと、歩みを止めることなく事業を継続してまいりました。

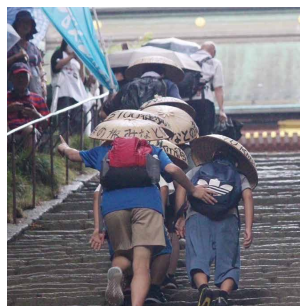
この事業は、福岡県の「つくし路100km徒歩の旅」が始まりで、子どもの生きる力の醸成を目的に全国各地で開催されています。ここ塩釜では、塩釜市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町の2市3町の小学4年生～6年生が、4泊5日をかけて100kmの道のりを仲間と絆を育み、郷土の風景にしみながら自分の足で歩きぬきます。旅のサポートをするのが、約3カ月の研修を重ねた高校生・大学生スタッフです。

「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、塩釜青年会議所の方々が立ち上げたこの事業は、2015年の一回目にして開催するかしないかの決断を迫られる出来事がありました。この年の5月22日、多賀城市の公道で、飲酒運転の自動車が歩道を歩いていた仙台育英高校のウォークラリーの行列に突っ込み、3名の学生の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生しました。本事業と類似する事業で起きた痛ましい事故に、当時の青年会議所の方々は何度も議論を重ねました。その結果、この地域から、飲酒運転を起こすような大人を二度と生み出さないため、このような悲しい事故を起こさないため、この事業を開催することを決めたそうです。私は、第3回からこの事業に関わらせていただいておりますが、3回目にして第1回の熱い想いに変わりはなく、大人の方々の並々ならぬ覚悟や使命を感じ

ました。その時大学1年生だった私は、こんなに熱い想いを抱き、地域をよくしていこうという大人の方々がいるということに感銘を受けました。また、こんな大人になりたいという憧れを抱かせていただきました。そこから15年間、学生として4年、社会人になってから11年が経ち、昨年2023年、私は15年間団長を務めた株式会社鈴木工務店代表取締役社長鈴木美範さんから、団長の職を引き継ぐこととなりました。19年の歴史がある事業を、私が継いでいいのか、私が継げるのか、強い葛藤がありました。私自身も「こんな大人になりたい」と思ってもらえるよう、地域の一員としてこの事業を継いでいく覚悟を決めました。私のように、学生スタッフを経験し、その後社会人スタッフとしても活動しているメンバーが10名おります。各々仕事をしながら、NPOの活動にも全力で臨んでいます。私は頼もしい仲間たち、それからこの事業を築き上げてきた先輩方のサポートを受けながら、この事業を継続し、地域をよりよくし、未来を担う子供たち、次代の若者たちの育成に全力を注いでまいります。



この事業は、公道を歩くことや熱中症、子どもたちのけがなど、事前の準備と事業実施中の対策が欠かせません。また、地域の方々のご理解・ご協力があって開催できる事業です。まだまだ駆け出しの未熟な団長でありますので、今後ともご指導とご協力をお願いいたします。



# 大きく変わった税制を知る

# 生前贈与

税理士 神田博則

## はじめに

従来、相続税対策を考える際に真っ先に検討に上がるのが、贈与税の年間110万円の非課税枠を利用して毎年生前贈与を行う、いわゆる「暦年贈与」でした。

しかし、令和5年度税制改正において生前贈与に関する規定が大幅に変わり、暦年贈与が使いにくくなり、代わりに従来は使いにくいとされてきた「相続時精算課税」制度が非常に使いやすくなりました。

## 暦年贈与について

ある個人が別の個人に対

して贈与を行った場合、贈与を受けた方には贈与税が課されます。

贈与税は相続税を補完する税金と言われており、相続税を回避するために生前に財産を分散させようとする行為を防ぐために設けられたものです。

そのため、相続税に比べ高い税率が設定されています。贈与税は少額不遡及の観点から年間110万円までは課税されない非課税枠があります。

この非課税枠は贈与を受けた方ごとに計算します。

この非課税枠を使って年間110万円まで、または110万円を少し超えた適用税率の低い金額まで生前贈与を行うことにより相続

財産を減少させ相続税負担の軽減を図るのが暦年贈与を用いた相続税の節税策です。

生前贈与を始めてから相続が発生するまでに期間が長ければ長いほど非課税枠を使うことができ、より多くの資産を分散することが可能となります。

ただし、相続税においては相続発生直前の駆け込み贈与により過度に相続税負担を回避する行為を防止するために、相続発生前3年以内には贈与された財産についてはその贈与を無かったものとして相続財産に含めなければなりません。

これを生前贈与加算と言います。

なお、生前贈与加算が行われた場合、その贈与に対して課された贈与税は相続税額から控除することができます。

令和5年度税制改正によってこの加算の対象となる期間が3年から7年に延長されることになりました。

これにより暦年贈与による節税効果が大きく減少することになります。

## 生前贈与加算の改正内容

今回の改正内容は次の2点です。

<b>改正内容</b>	①生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長。
	②延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外。
<b>設例</b>	相続開始前10年間に毎年110万円ずつ生前贈与していた場合の生前贈与加算額
	改正前：110万円×3年間＝330万円
	改正後：110万円×3年間＋(110万円×4年間－100万円)＝670万円

この改正は令和6年1月1日以後に贈与により取得される財産から適用されます。(なお、令和6年から令和8年までの間に開始し

た相続においては、加算期間は3年間に据え置かれませんが、段階的に延長され最終的に令和13年以後に開始した相続から加算期間が7年間になります)

## 相続時精算課税について

令和5年度税制改正においては、相続時精算課税についても改正が加えられました。

相続時精算課税とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

贈与時に届出書を提出することにより2,500万円までの贈与が非課税となります。

ただし、その贈与をした人が亡くなって相続が開始した段階で、対象となった贈与財産の全てを相続財産に加算して相続税を計算します。実際には非課税

ではなく課税の繰り延べがされるのみです。

このように相続時精算課税は節税効果が少ないだけでなく、一度適用を選択するとそれ以降は暦年贈与の110万円非課税枠が使えなくなることや、贈与時点での時価で相続財産に加算されることから、土地や株式など相続時に価額が下落している場合には高い価額で相続税が計算されることになり相続税負担が増えるリスクもあることなどから、非常に使い勝手の悪い制度とされてきました。

実際には令和3年において暦年課税の適用者が48万人いたのに対し、相続時精算課税の適用者は4万人と10分の1にも満たない状況です。

### 相続時精算課税の改正内容

相続時精算課税にかかる一番の改正点は、年間110万円の非課税枠が創設されたことです。

相続時精算課税を選択した場合、年間110万円以下の贈与については贈与税が課されなくなりました。

さらに、この対象となった贈与財産は相続開始した場合においても相続財産に加算する必要はありません。

#### 改正の背景

このような改正が行われた背景ですが、暦年課税は生前贈与を開始した時期によつて税負担額が変わることから、資産移転の時期の選択に中立的でない点が問題視されてきました。

また、生前贈与加算の期間はイギリスでは7年、ドイツや韓国では10年、アメリカに至っては生涯すべての生前贈与が加算されており、諸外国と比べ日本の期間が非常に短かったということもあります。

そこで、暦年課税と比べ時期の選択に中立的な精算課税制度を推進していきたいという当局の思惑からこのような改正に至ったようです。

そのため、この流れは今後も続く可能性があり、暦年課税の加算期間がさらに延長されることも考えられます。

### 暦年贈与と相続時精算課税のどちらが有利か

それでは、暦年贈与と相続時精算課税のどちらが有利なのか。残念ながら一概には言うことができません。その方の置かれている状況によつて異なります。

以下、いくつかのパターンでご説明します。

#### ①相続財産が比較的少額な場合

そもそも相続税が課されない程度の財産額であれば、相続時精算課税を適用すれば2,500万円までまとめて生前贈与しても贈与税がかかりません。

また、2,500万円を超えて贈与しても課された贈与税は相続税申告時に還付されることになります。

#### ②相続が発生するまで時間

#### がある場合

贈与する方がまだ若く当面相続が発生しないだろうと考えられる場合は、暦年贈与の非課税枠を少し超えたまま贈与税の税率が低い年間300万円から500万円程度を暦年贈与することにより、生前贈与加算される7年を超える前に贈与した財産について税負担を減らすことができます。

逆に、相続まであまり時間がないと思われる場合であれば、相続時精算課税制度の適用を受けることにより、少額ではありませんが、110万円の非課税枠の範囲内であれば、税負担無く財産を移転することができます。

#### ③値上がりが見込める土地や株式を贈与する場合

相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を相続開始時に相続財産に加算する場合の価額は贈与が行われた時点における価額です。

そのため、贈与時よりも相続開始時に価額が値上が

りしている場合であっても低い価額で加算することができるため、相続時精算課税の適用を受ければ、その分税負担を減らすことができます。

自社株を退職金を支給するなどして、株価評価が下がった時点で、相続時精算課税により贈与することで、その後評価額が上昇した場合でも、低い価額で相続財産に加算することができます。

#### ④賃貸不動産などの収益物件を贈与する場合

相続時精算課税により賃料収入や配当金などの収益が生じる財産を贈与した場合は、その財産から生じた収益は贈与を受けた者に帰属し相続発生時に相続財産に加算する必要はありません。

そのため、収益物件をできるだけ早めに贈与することにより、収益による相続財産の増加を防ぐとともに、収益相当の財産を引き継ぐことが可能になります。

これからのスケジュール			
	日 時	名 称	会 場
令和6年	3月27日(木)	16:00 県連 第3回理事会	江陽グランドホテル
	4月10日(木)	16:00 広報委員会	法人会事務所
	4月17日(木)	13:30 新入社員セミナー	塩釜商工会議所
	4月18日(木)	14:00 第18回全国女性フォーラム広島大会	広島グリーンアリーナ
	5月14日(木)	15:00 県連 第1回総務委員会	仙台ビル6F
	5月21日(木)	14:30 東北六県連 監査会	江陽グランドホテル
	5月21日(木)	16:00 県連 第1回理事会	江陽グランドホテル
	6月 3日(月)	16:00 第13回定時総会	ホテルグランドパレス塩釜
	6月 6日(月)	15:00 県連 第1回税制委員会	
	6月17日(月)	18:30 県青連第1回部会長会議	
	6月19日(水)	18:30 全法連 評議員会	
	6月21日(金)	15:00 県連 定時社員総会	江陽グランドホテル

**活動フォト**  
**レポート**

第29回税に関する標語入選作品展示  
(本塩釜駅アクトアロ)

---

2月13日(火)～3月15日(金)  
第29回税に関する標語作品展示  
(マリングレイト確定申告会場)

---

2月10日(土)～2月29日(木)  
第16回税に関する絵はがき  
コンクール作品展示  
(マリングレイトエントランスホール)

---

2月9日(金)～3月15日(金)  
第16回税に関する絵はがき  
コンクール入賞作品展示  
(マリングレイト確定申告会場)

お知らせ

## 令和6年度 第13回定時総会

令和6年度定時総会を下記日程で開催いたします。  
開催案内は後日送付します。

開催日時: **6月3日(月) 午後4時00分～**

会 場: **ホテルグランドパレス塩釜** 塩釜市尾島町3-5 ☎367-3111

総会と併せて、記念講演・会員交流会も下記で開催します。

■総会記念講演:  
午後2時30分～  
演題: 「激動の世界と今後の日本経済」  
講師: 嘉悦大学教授 (株)政策工房 会長 **高橋 洋一氏**

■会員交流会:  
午後5時00分～

水力発 ? 都市  
観 ? 混淆  
玉 ? 山  
風林 ? 山

パズル・四字熟語

空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。  
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。  
なんだかわかりますか？(答えは4P)

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP[e-数独]をBtoB向けにリリース。

法人会

消費 税

期限内納付 推進運動

※表紙写真提供/NPO法人みやぎみなとまちづくり市民会議

税に強い経営者が次世代を支える!

法人会とは?  
1. 中小企業の経営者や役員・社長のための  
2. 地域の発展を推進するための  
3. 社会貢献活動の推進(社会貢献)

- 1 多種多様な経営者との出会いが、新たな仲間づくりやビジネスチャンスに繋がります
- 2 経営者や従業員も利用できる福利厚生制度が充実しています
- 3 各セミナー、研修会や著名人による講演会に無料で参加できます

新入会員募集

塩釜法人会は、塩釜市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町管内の約10000社の会社・事業者が加入する経営者の団体です。  
法人会の入会メリットは次のとおりです。

広報委員会担当副会長 星 信男

あとがき

元日に発生した能登半島地震、翌二日は、羽田空港での航空機衝突事故など大変な幕開けの令和6年ですが、立春が過ぎた二〇度は二月上旬には観測史上最高気温の日この頃です。

さて、法人会「しおがま」の発行に際しては、広報委員会のメンバーが隔月編集会議を開き内容の検討など努力をされています。ことに感謝を致すところであり、今回三五号では先般開催されました新春講演会、会員交流会やフォトレポートなどの記事の他、最終頁にはパズルも連載して参りますので頭の体操をしてみたいかがでしょうか。